

平成16年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度及び監査実施期間	1
2 監査の実施方法及び実施方針	1
3 監査実施機関数及び実施状況	2
第2 監査結果の概要	7
(1) 財務に関する指摘事項	7
(2) 事務に関する指摘事項	8
(3) 部局別件数	8
(4) 監査所見	9
第3 部局別の指摘事項	10
○ 知事公室	10
(1) 事務に関する事項	10
① 公益法人の業務の監督が不十分なもの	10
○ 総務部	10
(1) 財務に関する事項	10
[収 入]	10
① 県税収納率の向上に努力を要するもの	10
② 県税の滞納処分を強化する必要があるもの	10
③ 徴収に努力を要するもの	10
(2) 事務に関する事項	11
① 公益法人の業務の監督が不十分なもの	11
○ 企画部	11
(1) 財務に関する事項	11
[支 出]	11
① 支出負担行為の整理が遅れていたもの	11
○ 文化環境部	11
(1) 財務に関する事項	11
[契 約]	11
① 契約方法について改善を要するもの	11
○ 福祉保健部	11
(1) 財務に関する事項	11
[収 入]	11
① 徴収に努力を要するもの	11

② 現金出納事務が適正でなかったもの	12
③ 不納欠損処分が必要なもの	12
[支 出]	12
① 給与が過不足払いとなっていたもの	12
[財 産]	12
① 公有財産台帳が整備されていなかったもの	12
(病院事業会計)	13
(1) 財務に関する事項	13
[収 入]	13
① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	13
[支 出]	13
① 給与が過不足払いとなっていたもの	13
[契 約]	13
① 契約方法について改善を要するもの	13
[財 産]	13
① 固定資産台帳の整理が不十分となっていたもの	13
(2) 事務に関する事項	14
① 診療報酬請求事務について努力を要するもの	14
○ 農林水産部	14
(1) 財務に関する事項	14
[収 入]	14
① 徴収に努力を要するもの	14
[支 出]	14
① 給与が過払いとなっていたもの	14
(2) 事務に関する事項	14
① 公益法人の業務の監督が不十分なもの	14
○ 観光商工部	15
(1) 財務に関する事項	15
[収 入]	15
① 調定事務が適正でなかったもの	15
[支 出]	15
① 支出負担行為の整理が遅れていたもの	15
○ 土木建築部	15
(1) 財務に関する事項	15

[収 入]	15
① 徴収に努力を要するもの	15
[支 出]	15
① 給与が不足払いとなっていたもの	15
② 委託料の執行について改善を要するもの	16
③ 光熱水費が不経済支出となっていたもの	16
(2) 事務に関する事項	16
① 公益法人の業務の監督が不十分なもの	16
○ 企業局	16
(1) 財務に関する事項	16
[支 出]	16
① 給与が不足払いとなっていたもの	16
○ 教育庁	16
(1) 財務に関する事項	16
[支 出]	16
① 給与が過不足払いとなっていたもの	16
○ 警察本部	17
(1) 財務に関する事項	17
[支 出]	17
① 給与が不足払いとなっていたもの	17
② 委託料の支払いがなされていなかったもの	18

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づいて、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査（以下、「財務に関する監査」という。）を実施し、また、同条第2項の規定に基づいて、県の事務の執行について監査（以下、「事務に関する監査」という。）を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度及び監査実施期間

ア 監査対象年度 平成16年度

イ 監査実施期間 平成17年1月18日から平成17年10月31日まで

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に關係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、財務に関する監査については、監査の重点項目を次のとおり定めて実施し、事務に関する監査については、監査対象機関が処理する行政全般の事務について実施した。

平成17年の監査の重点項目

ア 収入の確保について

イ 予算の計画的かつ効果的執行について

ウ 財産（公有財産、物品）の取得、管理及び処分について

- エ 工事の設計及び施工について
- オ 補助金等の経理及び効果について
- カ 公営企業の経営管理について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	6	6	6	0
総 務 部	14	14	14	0
企 画 部	37	37	32	5
文 化 環 境 部	11	11	11	0
福 祉 保 健 部 (病 院 事 業)	34 (9)	34 (9)	30 (9)	4 (0)
農 林 水 産 部	30	30	25	5
観 光 商 工 部	17	17	15	2
土 木 建 築 部	24	24	23	1
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	10	10	8	2
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	104	104	61	43
警 察 本 部	44	44	36	8
その他の行政委員会事務局	4	4	4	0
合 計	338	338	268	70

注：部局名は平成17年4月1日現在で表記してある。

：()書きは病院事業に係るもので、内数である。

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関及び実施期日は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室		宮古支庁各課	平成17年 5月24日～5月27日 " 6月 9日
本庁各課	平成17年 8月15日 " 9月14日	八重山支庁各課 (八重山農業用ガム管理所) (真栄里ガム管理所)	" 5月31日～6月 3日 " 6月17日
消防学校	" 3月15日 " 4月14日		
総務部		文化環境部	
本庁各課	平成17年 8月16日～8月17日 " 9月20日	本庁各課 計量検定所	平成17年 8月23日～8月26日 " 9月20日
東京事務所	" 2月 9日～2月10日 " 3月18日	県立芸術大学	" 5月19日～5月20日 " 6月20日
公文書館	" 3月 1日 " 4月18日	平和祈念資料館	" 3月10日 " 4月19日
自治研修所	" 3月10日 " 4月26日	県民生活センター	" 3月15日 " 4月26日
名護県税事務所	" 4月21日～4月22日 " 5月20日	福祉保健部	
コザ県税事務所	" 6月21日～6月22日 " 7月27日	本庁各課	平成17年 8月30日～9月 2日 " 10月31日
那覇県税事務所	" 6月21日～6月22日 " 7月21日	北部福祉保健所	" 4月19日～4月21日 " 5月 9日
自動車税事務所	" 6月21日～6月22日 " 7月27日	中部福祉保健所	" 3月16日～3月18日 " 4月11日
企画部		南部福祉保健所	" 3月16日～3月18日 " 4月18日
本庁各課	平成17年 8月15日～8月18日 " 9月13日	中央保健所	" 3月 8日～3日 9日 " 4月 8日
海洋深層水研究所	" 2月 4日 " 3月18日	県立看護大学	" 5月17日～5月18日 " 6月20日
畜産試験場	" 2月22日～2月23日 " 3月10日	首里厚生園	" 3月 2日 " 4月 8日
農業試験場	" 4月26日～4月27日 " 5月13日	若夏学院	" 3月11日 " 4月20日
農業試験場名護支場	" 4月20日 " 5月12日	石嶺児童園	" 3月 2日 " 4月20日
農業試験場園芸支場	" 5月12日 " 6月17日	中央児童相談所	" 6月14日～6月15日 " 7日27日
林業試験場	" 2月24日 " 3月10日	コザ児童相談所	" 3月16日 " 4月11日
水産試験場 (" 普及センター)	" 3月 3日～3月 4日 " 4月19日	総合精神保健福祉センター	" 3月 1日 " 4月19日
工業技術センター	" 3月 8日～3月 9日 " 4月12日	衛生環境研究所	" 3月 8日～3月 9日 " 4月15日
工芸指導所	" 3月15日 " 4月19日	中央食肉衛生検査所	" 3月17日 " 4月15日

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日
(病院事業)		福岡事務所	平成17年 3月10日 " 4月12日
県立病院管理課 " 経営課	平成17年 7月 6日・7月 8日 " 9月24日	自由貿易地域管理事務所	" 3月 3日 " 4月14日
北部病院	" 6月 8日～6月10日 " 7月20日	具志川職業能力開発校	" 3月 3日～3月 4日 " 4月12日
中部病院	" 6月28日～6月30日 " 7月27日	浦添職業能力開発校	平成17年 3月 1日～3月 2日 " 4月13日
那覇病院	" 6月28日～6月30日 " 7月21日	女性就業援助センター	" 3月 4日 " 4月13日
南部病院	" 6月 8日～6月10日 " 7月14日	土 木 建 築 部	
精和病院	" 6月16日～6月17日 " 7月14日	本庁各課	平成17年 8月30日～9月 2日 " 10月31日
宮古病院	" 6月15日～6月17日 " 7月14日	北部土木事務所	" 6月 7日～6月 9日 " 7月13日
八重山病院	" 6月15日～6月17日 " 7月22日	中部土木事務所	" 4月17日～4月19日 " 6月29日
農 林 水 産 部		南部土木事務所	" 5月11日～5月13日 " 6月 7日
本庁各課	平成17年 8月23日～8月26日 " 9月14日	中城湾港建設事務所	" 4月21日～4月22日 " 5月18日
北部家畜保健衛生所	" 2月24日(職員監査)	中城湾港マリンタウン建設事務所	" 4月19日～4月20日 " 5月30日
中央家畜保健衛生所	" 5月18日 " 6月22日	県ダム事務所 (倉敷ダム管理所) (金城ダム管理所)	" 4月12日～4月13日 " 5月31日
家畜衛生試験場	" 5月17日 " 6月22日	下水道管理事務所 (具志川浄化センター) (宜野湾浄化センター) (那覇浄化センター) (西原浄化センター)	" 5月12日～5月13日 " 6月 8日
ミバエ対策事業所	" 2月26日～2月27日 " 5月24日	下水道建設事務所	" 5月11日 " 6月 7日
北部農業改良普及センター	" 2月25日 " 3月23日	出 納 事 務 局	平成17年 7月 5日 " 9月16日
南部農業改良普及センター	" 4月28日 " 5月30日	企 業 局	
農業大学校	" 4月19日 " 5月 9日	本庁各課	平成17年 6月28日～6月30日 " 7月28日
北部農林土木事務所	" 4月21日～4月22日 " 5月17日	久志浄水管理事務所	" 4月22日 " 5月20日
中部農林土木事務所	" 5月19日～5月20日 " 6月17日	水質管理事務所	" 5月13日 " 6月 8日
南部農林土木事務所	" 4月26日～4月28日 " 5月10日	北谷浄水管理事務所	" 5月11日 " 6月 8日
北部林業事務所	" 2月22日～2月23日 " 3月10日	議 会 事 務 局	平成17年 7月20日 " 9月10日
栽培漁業センター	" 6月10日 " 7月13日		
観 光 商 工 部			
本庁各課 (労政事務所)	平成17年 9月 6日～9月 8日 " 10月28日		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
教育庁		那覇西高等学校	平成17年 1月18日 " 2月14日
本庁各課	平成17年 9月 6日～9月 8日 " 10月28日	豊見城高等学校	" 1月19日 " 2月10日
国頭教育事務所	" 4月19日～4月20日 " 5月12日	豊見城南高等学校	" 1月25日 " 2月10日
中頭教育事務所	" 4月12日～4月13日 " 5月18日	南風原高等学校	" 1月26日 " 2月16日
那覇教育事務所	" 4月14日～4月15日 " 5月10日	知念高等学校	" 1月25日 " 2月16日
島尻教育事務所	" 4月14日～4月15日 " 5月24日	糸満高等学校	" 1月26日 (職員監査)
宮古教育事務所 (県立図書館宮古分館)	" 2月15日～2月16日 " 3月11日	久米島高等学校	" 2月 3日 " 3月18日
八重山教育事務所 (県立図書館八重山分館)	" 2月15日～2月16日 " 3月 2日	八重山高等学校	" 2月16日 (職員監査)
総合教育センター	" 2月 3日～2月 4日 " 3月17日	中部農林高等学校	" 1月25日～1月26日 " 2月 3日
県立図書館	" 2月 9日 " 3月17日	宮古農林高等学校	" 2月17日～2月18日 " 3月11日
埋蔵文化財センター	" 1月28日 " 2月 8日	八重山農林高等学校	" 2月17日～2月18日 " 3月 2日
名護青年の家	" 2月25日 " 3月10日	北部工業高等学校	" 2月22日～2月23日 (職員監査)
石川少年自然の家	" 1月28日 " 2月 4日	美里工業高等学校	" 2月 8日 " 3月24日
玉城少年自然の家	" 1月21日 (職員監査)	那覇工業高等学校	" 1月20日～1月21日 " 2月 8日
本部高等学校	" 2月24日 (")	南部工業高等学校	" 2月 3日 " 3月25日
前原高等学校	" 1月20日 " 2月 3日	八重山商工高等学校	" 2月17日～2月18日 (職員監査)
美里高等学校	" 1月28日 (職員監査)	那覇商業高等学校	" 2月 1日 " 3月25日
コザ高等学校	" 1月18日 (")	沖縄水産高等学校	" 2月 1日 (職員監査)
北谷高等学校	" 1月19日 " 2月 4日	泊高等学校	" 1月26日 " 2月22日
北中城高等学校	" 1月27日 " 2月17日	沖縄盲学校	" 2月 8日 " 3月28日
宜野湾高等学校	" 1月20日 " 2月17日	名護養護学校	" 2月25日 " 3月23日
西原高等学校	" 1月21日 " 2月22日	沖縄ろう学校	" 1月19日 (職員監査)
浦添高等学校	" 2月 2日 (職員監査)	美咲養護学校	" 1月28日 (")
那覇国際高等学校	" 1月25日 (")	大平養護学校	" 2月10日 " 3月28日
開邦高等学校	" 1月18日 (")	鏡が丘養護学校 (" 浦添分校)	" 4月28日 " 5月13日
那覇高等学校	" 1月27日 (")		
向陽高等学校	" 1月27日 (")		

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日
沖縄高等養護学校	平成17年 1月27日 " 2月14日	宮古警察署	平成17年 5月24日 " 6月 8日
警 察 本 部		八重山警察署	" 2月15日 " 3月 1日
本庁各課	平成17年 7月 5日～7月 8日 " 8月29日	警察学校	" 2月 8日 " 3月 9日
那覇警察署	" 2月 9日～2月10日 " 3月 9日	監査委員事務局	平成17年 7月 1日 " 9月16日
浦添警察署	" 2月 1日 " 3月24日	人事委員会事務局	平成17年 7月 1日 " 9月18日
嘉手納警察署	" 2月 4日 (職員監査)	労働委員会事務局	平成17年 7月 5日 " 9月10日
宜野湾警察署	" 2月 2日 " 3月17日	選挙管理委員会事務局	平成17年 8月16日 " 9月13日

備考：監査実施期日の上段は職員監査、下段は委員監査の実施日である。
：監査対象機関は平成17年4月1日現在で表記してある。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成17年9月13日から9月30日までの間で実施した。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
企 画 部	宮古農業改良普及センター、八重山家畜保健衛生所、農業試験場宮古支場 農業試験場八重山支場、水産試験場八重山支場
福 祉 保 健 部	女性相談所、動物愛護センター、北部食肉衛生検査所 身体障害者更生相談所(知的障害者更生相談所、身体障害者更生指導所)
農 林 水 産 部	中央卸売市場、家畜改良センター、病虫害防除所、中部農業改良普及センター 南部林業事務所
観 光 商 工 部	名古屋事務所、大阪事務所
土 木 建 築 部	下地島空港管理事務所
企 業 局	石川浄水管理事務所、西原浄水管理事務所
教 育 庁	実習船運営事務所、県立博物館、糸満青年の家、宮古少年自然の家 石垣少年自然の家、辺土名高等学校、北山高等学校、名護高等学校 宜野座高等学校、石川高等学校、与勝高等学校、読谷高等学校、嘉手納高等学校 具志川高等学校、球陽高等学校、普天間高等学校、陽明高等学校、首里高等学校 首里東高等学校、真和志高等学校、小禄高等学校、宮古高等学校 伊良部高等学校、北部農林高等学校、南部農林高等学校、美来工科高等学校 浦添工業高等学校、沖縄工業高等学校、宮古工業高等学校、名護商業高等学校 具志川商業高等学校、中部商業高等学校、浦添商業高等学校、南部商業高等学校 翔南高等学校、島尻養護学校、西崎養護学校、宮古養護学校、八重山養護学校 泡瀬養護学校、桜野養護学校、那覇養護学校、森川養護学校
警 察 本 部	豊見城警察署、糸満警察署、与那原警察署、沖縄警察署、うるま警察署 石川警察署、名護警察署、本部警察署

第2 監査結果の概要

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務及び事務・事業等の執行は、おおむね適正に処理されていた。しかし、一部については、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記したので、これらについては、適切な措置が講じられるよう要望する。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第3 部局別の指摘事項」に記述してある。

(1) 財務に関する指摘事項

ア 収入に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
県税収納率の向上に努力を要するもの	1	税務課、各県税事務所、両支庁県税課
県税の滞納処分を強化する必要があるもの	1	税務課、各県税事務所、両支庁県税課
徴収に努力を要するもの	8	管財課、青少年・児童家庭課外5機関
現金出納事務が適正でなかったもの	1	中部福祉保健所
不納欠損処分が必要なもの	3	青少年・児童家庭課外2機関
医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	1	県立病院経営課、各県立病院
調定事務が適正でなかったもの	1	観光振興課
計	16	

イ 支出、契約に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
給与が過不足払いとなっていたもの	20	高齢者福祉介護課外19機関
支出負担行為の整理が遅れていたもの	2	宮古支庁総務・観光振興課外1機関
支払いが遅れ、不経済支出となっていたもの	1	中城湾港マリンタウン建設事務所
委託料の交付決定等が遅れていたもの	1	空港課
支払いがなされていなかったもの	1	運転免許課
契約方法について改善を要するもの	2	県立芸術大学、中部病院
計	27	

ウ 財産に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
公有財産の管理等が適正でなかったもの	2	中部福祉保健所、南部病院
計	2	

(2) 事務に関する指摘事項

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
公益法人の業務の監督が不十分なもの	4	基地対策課、人事課外 2 機関
診療報酬請求事務について努力を要するもの	1	各県立病院
計	5	

(3) 部局別件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部 局 名	財 務 監 査 事 項							事務監査 事 項
	予算	収入	支出	契約	財産	その他	計	
知 事 公 室								1
総 務 部		3					3	1
企 画 部			1				1	
文 化 環 境 部				1			1	
福 祉 保 健 部 (病 院 事 業)		8 (1)	6 (3)	1 (1)	2 (1)		17 (6)	1 (1)
農 林 水 産 部		3	1				4	1
観 光 商 工 部		1	1				2	
土 木 建 築 部		1	4				5	1
出 納 事 務 局								
企 業 局			1				1	
議 会 事 務 局								
教 育 庁			9				9	
警 察 本 部			2				2	
その他の行政委員会事務局								
計		16	25	2	2		45	5

注：部局名は平成17年4月1日現在で表記してある。

：() 書きは病院事業会計に係るもので、内数である。

(4) 監査所見

ア 財務事務の適正な執行管理について

財務に関する指摘事項として、歳入調定、収納及び支出負担行為整理などの事務手続きが遅れたものや、財務規則等に規定する現金出納簿や公有財産台帳の整備がなされていないなど、財務事務の基本的な処理に適正を欠くものがあった。また、指摘事項となったもの以外にも、事務処理の時期を失しているものが見受けられたので是正を指導した。

このようなことは点検が十分でないことに起因していることから、チェック体制を整備し、関係諸規定に則った適正な事務処理に努める必要がある。

イ 未収金対策について

平成16年度の一般会計の収入未済額は、前年度に比べ減少しているが、その要因は、収入未済額の大きなウェイトを占めている県税収入及び県営住宅使用料が、前年度に比べ減少したことである。このことは、平成16年度に関係部局による未収金対策会議を開催し、それぞれの債権に応じた債権管理マニュアルが策定され、法的措置を含め、各種の取り組みが強化された結果であると評価できる。

しかしながら、依然として収入未済額が多額となっている。引き続き滞納者の実態を把握し、それぞれの実情に即した適時適正な債権確保の措置を講じるなど、収入未済額の縮減に一層努力されるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

ウ 給与支給事務の点検の徹底について

平成17年定期監査においても給与の過不足払いが指摘事項として多数あった。

給与の過不足払いは、支給に当たって支給要件等の確認を十分に行わなかったことによるものがほとんどである。

給与の過不足払いは、出先機関において多く生じていることから、給与事務担当者が給与事務を習熟し、点検、確認を行うことはもとより、本庁の関係部署における指導を徹底していただきたい。

エ 事務の執行について

前年の定期監査においては、事務（行政）監査の視点から、公共工事の入札及び契約等に係る情報の公表、公益法人の監督及び産業廃棄物の適正管理などについて重点的に監査した結果、多くの指摘事項があったところである。平成17年の定期監査においても、引き続きこれらの事項について監査を行ったところ、概ね是正・改善がなされていたが、これらのうち、公益法人の監督が不十分であるとしてなお指摘事項となったものがあった。

各部署においては、定期監査報告の指摘内容全般に留意のうえ、不断に点検を行い、適正、適切な事務事業の執行に努められるよう要望する。

第3 部局別の指摘事項

○ 知事公室

(1) 事務に関する事項

① 公益法人の業務の監督が不十分なもの

知事の所管に属する民法第34条に規定する法人（公益法人）については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

なお、この事項については、指摘後実施されている。 (基地対策課)

○ 総務部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 県税収納率の向上に努力を要するもの

県税の収納状況は次のとおりで、収納率は前年度に比べ0.6ポイント上回っているが、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

(円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成16年度	91,790,255,599	86,890,367,431	456,241,319	4,446,544,167	94.7
平成15年度	90,946,686,196	85,565,074,873	678,691,439	4,707,737,995	94.1
対前年度比	100.9	101.5	67.2	94.5	—

(税務課、各県税事務所、両支庁県税課)

② 県税の滞納処分を強化する必要があるもの

個人県民税及び自動車税の不納欠損処分は、地方税法第18条（5年時効）に基づくものが大半を占めている。これらの滞納整理状況をみると、納税交渉や債務者の生活、財産状態等の把握が不十分なケースが多数見受けられた。

滞納処分に当たっては、滞納者の実態に応じた適正、適切な措置を強化する必要がある。

(税務課、各県税事務所、両支庁県税課)

③ 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
土地貸付料	54,657,416円	5.2%	8.6%

(管財課)

(2) 事務に関する事項

① 公益法人の業務の監督が不十分なもの

知事の所管に属する民法第34条に規定する法人（公益法人）については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

なお、この事項については、指摘後実施されている。 (人事課)

○ 企画部

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 支出負担行為の整理が遅れていたもの

宮古観光企画支援調査事業補助金の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。(宮古支庁総務・観光振興課)

○ 文化環境部

(1) 財務に関する事項

[契 約]

① 契約方法について改善を要するもの

エレベーター保守点検業務委託契約について、随意契約を締結しているが、競争入札に付すよう改善する必要がある。(県立芸術大学)

○ 福祉保健部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
児童扶養手当過誤払い返還金	158,351,318円	97.6%	5.9%
			(青少年・児童家庭課)
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	281,956,372円	67.9%	2.8%
			(青少年・児童家庭課)
児童福祉施設負担金	186,938,121円	59.8%	14.2%
			(障害保健福祉課)

② 現金出納事務が適正でなかったもの

財務規則に規定する現金出納計算書、現金出納簿が備えられていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。 (中部福祉保健所)

③ 不納欠損処分が必要なもの

債権が時効により消滅しているにもかかわらず、収入未済として管理しているものが次のとおりあった。

事 項

児童扶養手当過誤払い返還金 (青少年・児童家庭課)

老人福祉施設入所負担金、知的障害者援護施設入所負担金 (中部福祉保健所)

児童福祉施設負担金 (中部福祉保健所、中央児童相談所)

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

6月期の期末・勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、241,879円が不足払いとなっていた。 (高齢者福祉介護課)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、育児休業の除算期間を誤ったため、59,724円が過払いとなっていた。 (中央児童相談所)

12月期の期末手当の支給に当たって、育児休業の除算期間を誤ったため、120,912円が不足払いとなっていた。 (県立看護大学)

[財 産]

① 公有財産台帳が整備されていなかったもの

公有財産規則に規定する公有財産台帳が整備されていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。 (中部福祉保健所)

(病院事業会計)

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

平成16年度末における医業未収金(個人負担分)は1,604,524,840円で、前年度末より1.65%の減となっている。しかしながら依然として未収金が多額なため、未収金の発生防止及び回収になお一層の努力を要する。(県立病院経営課、各県立病院)

[支出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、122,850円が過払いとなっていた。(中部病院)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、144,487円が不足払いとなっていた。(宮古病院)

6月期の勤末手当の支給に当たって、育児休業の除算期間を誤ったため、193,704円が不足払いとなっていた。(八重山病院)

[契約]

① 契約方法について改善を要するもの

庁舎及び駐車場の警備業務委託契約について、随意契約となっているが、当該業務の内容から競争入札に付すよう改善する必要がある。

(中部病院)

[財産]

① 固定資産台帳の整理が不十分となっていたもの

平成13年度に焼却炉を撤去したにもかかわらず、固定資産台帳に登載されたままとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(南部病院)

(2) 事務に関する事項

① 診療報酬請求事務について努力を要するもの

診療報酬請求レセプトの過誤による返戻状況は、前年度に比べ良くなっているものの、引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。(各県立病院)

○ 農林水産部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
農業改良資金貸付金 償 還 金	492,965,000円	74.2%	14.7% (農政経済課)
林業改善資金貸付金 償 還 金 ・ 違 約 金	48,264,528円	85.3%	6.0% (森林緑地課)
沿岸漁業改善資金貸付金 償 還 金 ・ 違 約 金	89,870,668円	47.4%	11.3% (水産課)

[支出]

① 給与が過払いとなっていたもの

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、40,807円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(北部農業改良普及センター)

(2) 事務に関する事項

① 公益法人の業務の監督が不十分なもの

知事の所管に属する民法第34条に規定する法人(公益法人)については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

なお、この事項については、指摘後実施されている。

(水産課)

○ 観光商工部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 調定事務が適正でなかったもの

国庫補助金等の収入において、交付決定等があったときに収入調定すべきであったが著しく遅れていた。(観光振興課)

[支 出]

① 支出負担行為の整理が遅れていたもの

工場等周辺整備事業の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。(企業立地推進課)

○ 土木建築部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が前年度より減少しているが、多額にのぼるものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	869,893,115円	16.3%	△1.4%

(住宅課)

[支 出]

① 給与が不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

12月期の勤勉手当を支給するに当たって、産後休暇の除算期間を誤ったため、161,090円が不足払いとなっていた。(用地課)

12月期の勤勉手当を支給するに当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、76,256円が不足払いとなっていた。(中部土木事務所)

② 委託料の執行について改善を要するもの

沖縄県が設置する空港の管理委託料の執行に当たって、年度当初に交付決定し、業務完了後、速やかに確定行為をすべきものが著しく遅れていた。(空港課)

③ 光熱水費が不経済支出となっていたもの

電気料金の支払いは、資金前渡の方法により行っているが、支払期日において、資金前渡職員の預金口座への振込額が不足したため、4、5月分計5,702円の遅収加算が生じ、不経済な支出となっていた。(中城湾港マリンタウン建設事務所)

(2) 事務に関する事項

① 公益法人の業務の監督が不十分なもの

知事の所管に属する民法第34条に規定する法人(公益法人)については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

なお、この事項については、指摘後実施されている。(建築指導課)

○ 企業局

(1) 財務に関する事項

[支出]

① 給与が不足払いとなっていたもの

6月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、43,159円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。(水質管理事務所)

○ 教育庁

(1) 財務に関する事項

[支出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

6月期の期末手当の支給に当たって、育児休業の除算期間を誤ったため、116,495円が不足払いとなっていた。(知念高等学校)

12月期の期末手当の支給に当たって、育児休業の除算期間を誤ったため、98,736円が不足払いとなっていた。(宮古教育事務所)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、職員Aについては育児休業の除算期間を誤ったため、また、職員Bについては病気休暇による除算期間を誤ったため、計106,333円が不足払いとなっていた。(国頭教育事務所)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、55,561円が不足払いとなっていた。(那覇商業高等学校)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、37,004円が不足払いとなっていた。(八重山教育事務所)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、97,078円が過払いとなっていた。(八重山高等学校)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、職員Aについては産前産後休暇の除算期間を誤ったため、また、職員Bについては病気休暇による除算期間を誤ったため、計150,410円が不足払いとなっていた。(那覇工業高等学校)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、130,712円が過払いとなっていた。(豊見城南高等学校)

扶養手当等の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の合計で174,000円が過払いとなっていた。(沖縄高等養護学校)

○ 警察本部

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が不足払いとなっていたもの

6月期の期末手当の支給に当たって、育児休業の除算期間を誤ったため、89,124円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。(教養課)

② 委託料の支払いがなされていなかったもの

高齢者講習委託料の支払いに当たって、21教習所のうち1ヵ所分について委託料の支払いがなされていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(運転免許課)